

ニューヨーク州における公立無月謝学校の発展

— 米国初等教育制度史研究 —

鳥取女子短期大学 中 嶋 邦 彦

Abstract

Development of the Free Public Schools in New York State
— A history of the public elementary school system in America —

Kunihiko NAKASHIMA, Tottori Women's Junior College

The public elementary school system in America developed remarkably during the first half of the 19th century. This was because the common schools which grew up to become the public elementary schools at that time had been forming as the free public-supported schools called "great movements."

In America there have been various traditions of education since the Colonial Period. Nurtured by ideological and environmental dissimilarities, there soon become fixed in two traditions, Philanthropy and Collectivism.

The process of the forming of the free public school system in America reveals the process of Collectivism taking place of Philanthropy. This trend was notable, especially in New York State.

I therefore intend to examine the development of the common schools in New York into a free and tax-supported schools.

Until the last two decades of the 18th century, the educational system of New York had remained heavily steeped in the philanthropic tradition. Influenced by migrations of New Englanders and closely connected with the New England tradition, New York State rapidly moved in the direction of collective support.

The laws of 1795 and 1812 especially laid the base for a tradition of public support for education in New York, but the rate-bill system still remained. Educational leaders therefore continued the struggle for the establishment of compulsory taxation for school support in spite of the abolishment of the rate-bill system. Following two referendums, the legislature finally passed an act abolishing the rate-bill in 1867.

はじめに

米国において、1800年代前半の時期は、W. E. Channing も言っているように、“great movements”の時代であって、全てに躍動した時代であった⁽¹⁾。このことは、学校教育の面においても例外ではなく、この時期における米国公教育の発展はめざましいものがある。

特に、公共維持 (public-supported) による普遍的な無月謝学校を確立するという運動において顕著であったが、しかしこの改革運動は決して孤立したものではなく、他の改革運動（例えば奴隷制度廃止運動や禁酒運動など）の一環として押し進められたのである。そしてこれらの改革運動の原動力となったものは、当時の産業革命によってもたらされた経済的余裕と、一方で進められていたヒューマンイズムによる民主化運動、労働運動の勃興、さらに人口の都市集中や移民の増大などによって引き起こされた社会

秩序の改革運動などであった。

もちろんこれらの great movements は1800年代に入って忽然と現われたものではなく、植民地時代からの200年近い歴史的な経過の中で次第に醸成されてきたことは明らかである。

教育についても、植民地時代からその社会的宗教的背景によって様々な考え方があり、不統一のままなされていたにすぎなかったが、それが植民地生活の中で次第に発展し、やがて幾つかの教育の伝統にまとめられることになった。これを大別すると慈善的伝統 (Philanthropy Tradition) と集団的伝統 (Collectivism Tradition) になる、とクレミン (L. A. Cremin) は述べている⁽²⁾。

慈善的伝統は、英国において一般的にみられる伝統である。即ち、教育は本質的に私的個人的なものであって、私的な手段を通じて自分の子弟に教育を与える権利と義務が、個々の家庭に与えられているのであり、社会は貧民に対してのみ責任を持つ、というものである。言い換えれば、教育は私的な機能であって、独力で教育を与えられない人々に対してのみ公的であるという考え方である。

この慈善的伝統は、アングリカンが植民したイギリスの伝統の強い南部植民地において根をおろし、さらに南部の分散的個人的農業形態によって一層助長され発展した。特にヴァージニア州における初期の頃の教育法には、自分の子供や召使いがその地方の牧師によって教育されることを見守ることは、両親又は保護者の個人的な責任であることが決められていたし、1632年法には「毎日曜日に、牧師は半時間又はそれ以上、十戒や祈願文を使って、教区の青少年や無知な人々と問答し、教育すべきである。」と規定し、子弟や召使いを出席させることは「すべての父母、雇い主」の責任であると明記している。また1645年法には、それに加えて、教育に対しての公の責任について、貧民に対してのみ教育の便宜を公の責任において準備することを定めている⁽³⁾。

一方、集団的伝統はヨーロッパの Calvinism から派生したもので、ピューリタンが Massachusetts Bay Colony を設立して以来、マサチューセッツ州を中心とするニューイングランド地方において、この伝統が定着した。これは1つにはカルヴィンの神聖国家を再現しようとするピューリタンの信条から、また1つにはインディアンとの脅威に対する自己防衛の必要から、集団的協同的生活様式が生まれたものと考えられる。従ってこれらの地域において教育は集団の中で協同して行われる、いわば公共の事業として早くから認識されていたのである。カバリー (E. P. Cubberley) は、マサチューセッツ植民地における1642年及び1647年の教育法が、米国における公立学校制度の礎石であった、と言っている⁽⁴⁾。特に1647年法は、各タウンに、青少年に基礎的知識を与える教育を用意する責任を課し、そのため公費によって教師を雇うことを規定しているが、先に述べたヴァージニア州における初期の教育法と比較すると、その集団的伝統を早くから確立していたことを知ることができる。

この集団主義の伝統は、18世紀になって独立戦争やフランス革命などに影響を受けたヒューマニズムによって一層強化された。即ち、個人を高めることによって社会は向上するのであるから、社会は個人を教育する責務があるとして、当時のヒューマニスト達は、社会の集団的努力を強く主張したからである。

このヒューマニズムによる集団主義は、カルヴィニストが形成した教育の公共性の概念をさらに発展させる上で重要な役割を演じたのである。

このように、教育に対する姿勢は大別すると2つになるが、特に19世紀前半の教育の発展を分析すると、この2つの伝統が様々な形で関係しており、米国における公立の初等教育の発展を見る上で重要な役割を果たしている。

この2つの伝統と地域性を合わせ考えると、当時のアメリカにおいて教育に対する取組みの態度を概観すると、次のようになるだろう。即ち、集団的伝統が定着した北東部（マサチューセッツ州など）、慈善的伝統の強かった南部（ヴァージニア州など）、その2つの伝統に影響を受けた中部（ニューヨーク州、ペンシルバニア州など）、更に18世紀末から19世紀前半にかけて新しく誕生した西部（オハイオ州など）である。

カバリーも指摘するように⁽⁵⁾、中部、特にニューヨーク州において「公共維持 (public-supported) の原則」が確立された過程は、様々な伝統がぶつかり合って次第に形成されていった点で、アメリカ全体の縮図を呈していることから、非常に興味深い。そこで本論考は、特にニューヨーク州を取り上げ、同州における公教育の重要な要素である公共維持が、どのように形成されたかを検討してみたい。

I 公立無月謝学校の萌芽期（1812年法の成立まで）

ニューヨーク州においては、1780年代頃までは慈善的伝統が一般的であった。従って教育を維持する形態は、貧しい人々を教育するために、教会による教育と、その他慈善団体による教育とによって行われる以外は、ほとんど私立学校による教育であった。それが独立戦争後、次第に租税によって維持された公立の学校を制度化する努力が熱心に進められたが、それは多分に集団的伝統の浸透していたニューイングランド人の移住によって影響を受けたようである。その結果、ニューヨーク州は急速に集団による維持の形態の方向に発展していったのである。それが表面に現われ始めたのは1780年代に入ってからであった。

政治家クリントン (George Clinton) らの働きかけによって、1784年にニューヨーク州大学区 (the University of the State of New York) が創設されたが、これは下級学校から大学にいたるまでの完全な教育制度を設置することを促進するために創られたものであった。

公立学校制度を要求する公式な声明は、1785年に現われている。即ち州教育委員会 (Board of Regents of the University of the State of New York) は、その報告書の中で次のように述べている。「一般の住民が、読み書き算術を教授する公立学校に行くことについては、彼らの自由にまかせるのではなく、公の権威によって促進すべきである⁽⁶⁾。」

この記述は、教育は本来的にプライベートなものであり、貧児や問題児に限ってパブリックなものとする慈善的伝統が一般的であった1700年代後半までのニューヨーク州において、次第に集団的伝統が広まり始めたことを示すものとして、注目に値する。

その集団的伝統が教育の面で具体的な形となって現われたのは、1795年になって『公立学校奨励のための法律』 (“AN ACT for the encouragement of schools”) がようやく州議会において承認されてからであった。

この1795年法は、年々増加する住民の子弟に対して、英語教育を徹底することを目的とし、英文法、算術などをきちんとした英語で教えることを達成するために、州内の市や町に学校を設立し、維持することを働きかけたものであった。同法によると、毎年2万ポンドを5年間積み立て、それを基金として、市や町にその利益を分配するが、この分配を受けるためには、市や町は州の補助金の半分の地方税を徴収することを条件としている⁽⁷⁾。またこの法律で注目すべきことは、『貧民のため』という記述が全く姿を消していたことである。このことは、法律的には慈善的伝統に代って集団的伝統が確立されたことと見

ることができ、当時のニューヨーク州のリーダー達の教育に対する考え方の推移を物語っておもしろい。しかしながら、実質的には依然として慈善的伝統が大勢をしめていて、一般の大衆は教育に対して公的任務を認めていなかった。それはこの1795年法がわずか5年で実質的に消滅したことから伺い知ることができる。しかしながら、同法は無月謝の公立学校制度の重要な布石となったことは事実で、法律と現実とのギャップ、言い換えれば一部指導者達の理想と一般大衆の現状との差があまりにも大きすぎたため同法の理念は実現されなかったが、そのギャップも次第に縮められていったことは事実のようである。その後一層無月謝による公立学校推進派の政治家や教育改革者の発言は、より前進した法律の制定を強調したり、あるいはすでに確立していた前例を改善することを主張し続けた。

1805年に永久学校基金 (permanent school fund) がようやく設立されたが、なお多くの立法が未決裁のため、使うことができなかった。

1811年トムキンス知事 (Governor Tompkins) は、『common school の組織と設置のための制度』 (“a system for the organization and establishment of common schools”) という法案を検討する委員会を任命した。1812年に同委員会は報告書を提出したが、この報告書は『公共維持』 (public-supported) の原則を答申した点で注目値する。即ち、この報告書の主旨は、選挙民に対しての一般教育の必要性をまず説いた後、公共維持を遂行するために、州と市町村とが一致協力することによってのみ、この目的が達成できると強調し、更に先に設立された永久学校基金では、彼らが頭に描いているような教育を維持していくには不十分であったので、むしろそれを、地方が公立学校を維持するようにする刺激剤として用いるよう勧告している⁽⁸⁾。

この委員会の勧告によって制定された1812年法は、州の永久学校基金を地方に分配することを定めている。即ち、地方税と同額の教育税を徴収した町のみを分配する、というものである。1795年法で同様の取り決めがなされたにもかかわらず、同法は教育に対する世論の未だ熟せざるが故に、通過後5年にして消滅したものであったが、その後10数年の間における公教育推進派のリーダーの熱心な働きかけと住民の意識の高揚を伺い知ることができる。

この1812年法で更に注目すべきは、学校の敷地や建物の維持と管理のための税を徴収する機構として、町をさらにいくつかの学区 (district) に分けることを規定したことであろう。この学区制度はすでにマサチューセッツ州において実施されていた制度であり、この点においても、ニューヨーク州における公立学校の維持の形式が、マサチューセッツ州を中心としたニューイングランド地方の影響を大いに受けていることがわかる。

このように、公立学校を維持していく1つの方策として、州は地方が自らの意志で自らの学校を運営する方向へしむけるために、教育税を徴収した地方のみに、州の補助金を与えるという形で進行していったのである。

Ⅱ 公立無月謝学校の葛藤期 (住民投票及び1851年法の成立まで)

以上述べてきたように、ニューヨーク州においては、1795年と1812年の法律が教育を公共の責任において維持するという伝統を基礎づけたことは明らかである。しかしながら、厳密な意味では、これによって公立学校の公共維持の原則が確立されたわけではない。というのは『授業料制度』 (“rate-bill system”) が依然として残存していたからである。1814年に議会は、両親に授業料を賦課して学校の赤字を埋める

ことを承認したのである⁽⁹⁾。

この授業料(rate-bill)はイギリスにその端を発する古い制度で、学校の維持運営のために児童数に比例してその両親から徴収されたものである。マサチューセッツ州やコネチカット州では植民地時代よりすでに採用されていたし、その他の諸州においても、教育費が増大し、教育基金や教育税の収入だけではやっていけないのでこの授業料制度を採用していた。この負担は少額ではあったが、多くの貧しい児童はこのために通学出来なくなる場合もしばしばであった⁽¹⁰⁾。

ニューヨーク州においても例外ではなかった。上述の2つの法律の規定によると、公立学校は、州、町、districtの3つの収入源があった。1812年法によると、州と町から支給された資金は教師の給料にあてられ、districtから集められた資金は、校舎の維持管理や暖房費などの学校運営費にあてる、ということであった。しかしながら、多くの学校において赤字が認められ、特に教師の給料の支払いが滞りがちであった。この赤字をうめあわせるために父兄から料金を徴収していたのである。この賦課金は、学校に出席する子供1人につき、1日あたりいくらという形で計算されていた。

ここで注目すべきことは、この授業料は、児童が学校に出席したかどうかによって徴収されたということである。貧しい父兄はこの料金の支払いを苦にして、子供を学校に出席させなかった。当時の平均的な授業料は、児童1人につき1日あたり2〜3セントであった。仮に8人の子供を持つ家庭では、その子供全員を欠席させたとすると16セント節約できることになるが、これは10時間働いて1ドル稼いでいた当時の経済状態では決して取るに足りない額ではなかったのである⁽¹¹⁾。

この授業料制度は貧しい家庭の児童が学校に出席することを妨げる結果になった。例えば1826年にニューヨーク市において公立学校協会(Public School Society)によって、この授業料が発表された時、学校への出席率は直ちに著しい減少を示した。この制度が効力を発揮する2日前には、その協会に属する学校には合計3,457人の生徒が登録されていたが、6カ月後には、2,999人に減じている。また授業料も1826年には4,426ドル徴収されていたが、5年後の1831年には1,366ドルに激減した⁽¹²⁾。

もっとも、低所得者に対しては手続きを取りさえすれば授業料は免除され、それをdistrictが肩代りするという措置が取られていたが、自ら低所得者であると名乗り出ることを嫌がったり、またその特権を行使しても、税金を食いものにしてしまうと非難される傾向があったので、手続きをとるよりは自分の子弟を学校に行かせない方を選ぶ人が多かったのである。こういう状態であったので、この授業料制度は欠席を奨励するようなものであった、とカバリーは述べている⁽¹³⁾。

この授業料制度は、教育をより一般的なものにする1つの手段として取り入れられたが、かえって階級差を増し、公共性を損う結果になってしまった。教育がすべての子弟に均等に開放されるためには、両親の経済的負担を除去することが必要である。そこで公立学校制度を拡大し、完全無償にする努力が、その後20〜30年間強力に続けられたのである。

1846年になって、注目すべき論戦が憲法会議で行われた。そして1つの教育法案が議会に提出されたが、この法案の主旨は、4歳から16歳までのすべての子供たちに無償の教育を与えること、その為に授業料を廃止することによって父兄の負担を解消し、その代わりに新たに一般課税を徴収する、というものであった。この法案を作成した「common schoolの教育とその妥当な資金に関する委員会」の議長だったHenry Nichollは、その是非を州民の一般投票によって決定するよう提案した。

この法案が州議会に提出されるや、活発な論議がくり広げられた。教育税制度に賛成する人々は、共和国の一員としての義務を果すために一般教育は必要であり、そのためには公共維持の原則が不可欠で

あると主張し、一方反対派は、原理的にいって教育のための課税はそれ自体が個人の権利の侵害であると主張した。

ここで注目すべきは、当時の新聞が大部分教育税制度に賛成の立場をとっていたということである。このことは当時の事情を考慮すると非常に大きな意味をもっている。即ち、ラジオ、テレビのない時代における情報収集の手段としては、印刷物か演説会であったが、特にニューイングランド地方及びニューヨーク州などにおいては、講演会、演説会の内容を新聞、雑誌、あるいはパンフレットに印刷することはごく普通に行われていたので、これらの影響力はかなりのものであったからである。

common school の普及によって、読書可能な人が次第に増加していたこと、更に産業の著しい発展による印刷技術の向上によって、1830年代において印刷物が増大した。大都市を中心に大日刊新聞が発刊され始め、同時に三文新聞も数多く出現した。またほとんどすべての郡役所所在地には、ニューヨーク、ボストン、オーバニーの大日刊新聞を再印刷したダイジェスト週刊新聞が広く読まれていた。その他、週刊、月刊の定期刊行物が急増し、その対象も、教会関係者、知識階級、農民、あるいは婦人向けなど様々であった。しかしながら、これらの定期刊行物は、大部分がごく短期間で絶版されていた。

これに対して書籍の方はより安定していた。しかしその流布された範囲は限定されていた。これは、書籍が定期刊行物のように郵送料が無料ではなかったこと、読者層も非常に限られていたこと等が原因である。

その他、様々なグループがその宣伝の手段として不定期に出版していたパンフレットは、バイブル以外めったに本を読まない人々、あるいは時々定期刊行物を見る程度の人々の間で読まれていた。後述する教育税制賛成派、反対派もこのパンフレットによる宣伝活動を活発に行っている。宗教団体の刊行した数多くのパンフレットも同様であった⁽¹⁴⁾。

当時の情報活動の事情はこういうものであったから、教育課税に対して新聞が賛成の立場をとったことは重要な意味をもっているのである。1830年代のアメリカの民衆は新聞を中心とするこれらの印刷物を通して、世の中の様々の変化を知り始めていた。そしてその変化に対して自らの対処の仕方を認識し始めていた。教育についても例外ではなかった。

ニューヨーク州北部においてかなりの発行部数を持っていた The New York Weekly Tribune は、提案された教育税に関して次のような社説を掲載している。

「委員会が提案した法案について、知性に富み正義感あふれる読者諸君は、この法案が州内に育つすべての子供に対して、名ばかりでない教育を受けさせることが可能になることを知っている。毎年わずかの税を払うことによって、そのような教育に対し援助することが出来、その結果 common school が本来の意味で無月謝学校になるということが、目の前に来ていることを知るべきである。そのために投票には賛成と記入することを忘れないように⁽¹⁵⁾。」

また、common school の州教育長であった Samuel Young は、もし「冷酷で無感動な無関心や、地域社会の沈滞した状態が奮起され得たら授業料制度は取り除かれるだろう」と述べ⁽¹⁶⁾、世論の喚起を主張した。そして common school の郡教育長の年次評議会において、無月謝の公立学校を論議するために多くの時間をさいた。それに呼応するかのように教師団体も無月謝学校実現のための署名運動をしたり、州議会に請願書を出すなど精力的に運動した。Albany で発行されていた The District School Journal はその論争に多くのスペースをさき、ウィッグ党や民主党の政治評議会も、様々な形で無月謝学校を擁護する行動をとった。

一方、無月謝学校に反対する人々も、彼らの見解を賛成派と同様な熱心さをもって主張した。そのうち特に有名なものは、1846年8月6日に *Newburgh Telegraph* に載った匿名の投書である。以下はその抜粋である。

「この法案は、自分の金で自分の子供に教育を与えることのできる裕福な人々にも、無月謝で教育を受けさせるために一般の人に課税しようとしている。自分の力で教育を受けられない人のために課税することには異議はない。我々の国の秩序が大衆の知性に依存していることは十分知っているし、共和国にとってもっとも恐るべき危険は、大衆の無知とその結果として起る騒乱であるから、国の安全を保障するために彼らを知的に前進させることは必要だからである。しかし金持の子供が成長して騒乱を起す危険はない。従って一般の人々は金持の子供の教育にまで税を出すことを要求されることはないはずだ。個人の財産は、公の目的のため以外は、個人の同意なしに使用することはできない。自分の費用で自分の子弟を教育できるような人達のために、財産を手放せということは、この原理に対する明白な挑戦である⁽¹⁷⁾。」

しかしながら1846年10月、州議会は Henry Nicholl の住民投票の提案を無視して教育税導入は時期尚早と判断したのか、この論議の的であった教育税の部分削除した法律を成立させた。即ち教育改革のリーダーが目指した無月謝学校の確立のために課税を行うことは否決された形となり、いわゆる“骨抜き”の状態でも可決されたのであった。

しかし教育改革のリーダー達はあきらめなかった。より前進した新しい学校法を制定するために様々な形で議論を続行した。1849年1月に、再び州議会は無月謝で、税によって維持された学校を確立する法令の検討を始めた。賛否両論の関心が、新聞や請願書などに声となって表わされた。そしてついに1849年3月26日、『ニューヨーク州に無月謝学校を設置するための法律』(“AN ACT Establishing free schools throughout the state”) が州議会を通過したのである。

この法律の第1条においては、5歳から21歳のすべての人々に common school は自由に開かれることを規定し、第2条はその学校を維持するために強制的に課税をすることができると規定した。さらに第7条においては、common school における無月謝を宣言している。しかしこの法律は、そのまま成文化し実施されるのではなく、その是非を住民投票によって決定する条項を持っていることが特徴であった。州議会は世論が両極端に分かれていたので、自ら決定するのを恐れ、それを住民に委ねたのであった。即ち、その第10条には、「この法律が成立するかしないかは、翌年の11月に住民投票によって決定する」ことを明記し、さらに第14条には「投票の過半数がこの新しい学校法に反対であったならば、この法律は無効とし、過半数が賛成であれば、1850年の1月1日から効力を持つ」と謳っていた⁽¹⁸⁾。

1849年11月の投票の結果は249,872票対91,571票という大差で無月謝学校賛成派の勝利に終わった。ところがこの住民投票は一方において無月謝学校反対派の氣勢を高めることになり、反対派は1850年の州議会で、その年の11月に再びこの問題を住民投票によって決定する決議を引き出すことに成功した。激しい論戦がまた繰返されることになり、この間に賛成派反対派がそれぞれ特別の新聞を発行したほどであった。

そして第2回目の投票の結果は209,346票対184,308票で再び賛成派の勝利に帰した⁽¹⁹⁾。しかしながらわずかに25,000票差であったこと、反対派が前回に比べ倍増したことで、反対派はひるむことなく、今度は問題を法廷に持ち出して、1849年の法律は憲法違反だという訴訟を起こした。そして1853年、州の上告裁判所は、*Barto v. Himrod* において、州議会は法律を制定する権限を州憲法によって与えられて

いるのであるから、住民投票をすることによってその権限を人民に委任することは、その責任を放棄することになり、憲法違反である、と判決を下した²⁰⁾。この結果授業料制度は、全くの無月謝学校を設立することを認可する特別法をうけた都市や学区を除いて、法的には存続することになった。

この判決より先に州議会は、即ち1851年に、『無月謝学校を設置するための法律』を改めて通過させたが、判決を予想したかのごとく、教師の給料を支払うことにおいて各学区のバランスを取るために、引き続き授業料制度を留保することを想定していた。しかしながら、同時に、毎年80万ドルの財産課税による税金を教育のために充当することを定め、そのうち3分の1を学区に、3分の2を市と町に分配することも規定していた²¹⁾。このように、1851年法は、ニューヨーク州における公立学校を無月謝にするために教育税制度を確立した画期的な法律であったが、上述のように根強い反対派の圧力でなお授業料が留保された点で、完全なものではなかった。

Ⅲ 公立無月謝学校の確立期（1867年法の成立まで）

しかしながら、当時のニューヨーク州においては、都市部と郡部の差は様々な面でかなりのものがあった。特に、都市部への人口集中は著しいものがあった。都市に流入する人々の中には英語が十分に読み書き出来ない人も多く混っていたし、また犯罪の増加など都市化現象の弊害は急速に進展していた。これらの弊害を解消するために、リーダー達が教育の普及に熱心だったことは当然だったであろう。そして教育を一般化するためには、機会均等を配慮せねばならなかったであろうし、それは即ち、授業料を撤廃し、その代りとなる財政的基盤を形成するためには教育税制の確立が必要であったことは容易に想像がつく。教育税に関する2回にわたる住民投票において、都市部の住民がこれを支持し、農村部に反対者が多かったことは、これを物語っている。

いずれにせよ、特に大都市においては教育の普及は急務であったから、早くから公共維持の原則を確立することに熱心であった。それらの都市は州全体の歩調に合わせる余裕はなかった。そこでニューヨーク市などの大都市は、州議会から特別法を得て市民税の課税権を獲得し、都市学校制度を独自に組織するようになり、州の段階よりは一步進んだ無月謝の教育を達成している。

例えばニューヨーク市は、1832年に州議会から特別法を得て都市学校制度を組織し、市の児童に無月謝の教育を与えるのに十分な教育税を徴収する権限を持った。オーバニー市を除く州内の比較的大きい市もそれぞれ、ヴァッファロー市1838年、ロチェスター市、ハドソン市1841年、ブルックリン市、ウィリアムズブルグ市1843年、シラキューズ市1848年、トロイ市1849年、アーバーン市1850年、オスウェゴ市、ユチカ市1853年に特別法を獲得し、無月謝学校制度を確立している²²⁾。

州のレベルでは、これらの都市における教育の発達に刺激され、ようやく1860年代に入って授業料の完全廃止に向けて動き出した。これには当時のニューヨーク州の教育長官であった、H. H. Van Dyckの努力が多額の影響を与えている。彼は教育長官としての年次報告書において、1861年、1864年、1865年、1866年、1867年の計5回、授業料制度の廃止を訴えている。そして遂に1867年、州議会は教育に関する法律を通過させたが、この法律には1814年以来引き続いてきた授業料制度の条項が抹消されていた。そして common school の資金源は、永久学校基金、連邦からの供託資金、一般州課税、学区・町・市課税、地方基金からの配当、にすることを規定した²³⁾。

これによって、ニューヨーク州は、州内のすべての住民の子弟に、無月謝で、公共の税によって維持

される公立学校を開放する制度を確立したのである。

おわりに

以上、ニューヨーク州における common school の公共維持の原則が確立された過程を、教育税制度の実施と授業料廃止にスポットをあてて見てきたが、特に授業料廃止の運動はニューヨーク州において最も有名なものである。他の諸州においては比較的順調にこれを廃止している。ただ教育については最も後進的で、慈善的伝統の根強かった南部諸州は、南北戦争後に無月謝の公立学校を設立した。北部諸州における授業料の廃止された年代は、1827年マサチューセッツ州、1829年デラウェア州、1834年ペンシルバニア州、1850年バーモント州、1851年インジアナ州、1853年オハイオ州、1858年アイオワ州、1867年ニューヨーク州、1868年ロードアイランド州、コネチカット州、1869年ミシガン州、1870年ニュージャージー州、である⁽²⁾。このことから明らかなように、オハイオ州など当時の西部の新しい州よりも、ニューヨーク州は授業料廃止という点においては遅れをとったのである。公教育の他の面における先進性にもかかわらず、である。これはやはり、ニューヨーク州の特に郡部が、教育に対する考え方において南部諸州のそれ、即ち慈善的伝統を根強く持っていたことにほかならない。それに加えて、ニューヨーク市を中心とする大都会が、他の諸州の大都市に比べものにならぬほど様々な国からの多数の移民をかかえていたことから、そのアメリカナイズの当面の実現に忙殺され、公教育の理念を追求する余裕もなかったということもあった。しかしこのことは、同時に個人的で小規模な慈善的伝統の教育では、もはや間に合わないことを識者に認識させるのに役立った。その結果、特に都市において教育における集団的伝統が次第に慈善的伝統に取って代り、それが漸次郡部に波及していったのである。既に集団的伝統を確立していた北東部、頑固に戦いに敗れるまで慈善的伝統を崩さなかった南部、新しいが故に比較的簡単に公教育の理念を理解し実践した当時の西部、その中にあって、ニューヨーク州は、早くから北部と南部の両方の影響を受けた為に、述べてきたような紆余曲折の経過の後、ようやくにして集団的伝統に裏づけられた公教育の公共維持の原則を確立したのであった。

ヨーロッパ大陸や英国からの移住民によってもたらされた教育の伝統が、そのままの形で制度化されなかったのは、米国の植民地創設以来の歴史的諸条件によるものも確かにあったが、1800年代前半の“great movements”の時代の中で、既成概念にとらわれない自由で平等な米国独自の世界観が次第に醸成されていき、その結果、「州の富をもって州の子どもを教育する」というスローガンが一般の民衆まで浸透していったのである。この点でヨーロッパや英国において、今なお統一学校問題が完全に解決し得ないでいるのとは、かなり事情を異にしている。

公教育の重要な原則である『公共維持の原則』は、米国においては教育税制の確立と授業料の廃止という過程の中で、『集団的伝統』の流布によってなされたのである。

〔注〕

- (1) W. M. French, 1964, *America's Educational Tradition*, D. C. Heath and Company Boston, p. 53.
- (2) L. A. Cremin, 1951, *The American Common School*, Bureau of Publications Teachers College · Columbia University New York, p. 85.
- (3) *ibid.*, pp. 85-86.

- (4) E. P. Cubberley, 1934, *Public Education in the United States, Revised*. Houghton Mifflin, p. 13.
- (5) *ibid.*, p. 200.
- (6) A. E. Meyer, 1957, *An Educational History of the American People*, McGraw-Hill Book Company, p. 130.
- (7) E. P. Cubberley, 1934, *Readings in Public Education in the United States*, Green Wood Press. Publishers, p. 112.
- (8) L. A. Cremin, *op. cit.*, p. 97.
- (9) R. F. Butts & L. A. Cremin, 1955, *A History of Education in American Culture*, Henry Hold and Company, p. 286.
- (10) E. P. Cubberley, *o. cit.*, p. 147.
- (11) W. M. French, *op. cit.*, p. 116.
- (12) 阿部重孝, 1930, *欧米学校教育発達史*, 東京目黒書店, P. 472.
- (13) E. P. Cubberley, *op. cit.*, p. 198.
- (14) S. L. Jackson, 1965, *America's Struggle for free schools*, Russell & Russell, pp. 11-12.
- (15) E. P. Cubberley, *op. cit.*, p. 186.
- (16) L. A. Cremin, *op. cit.*, p. 99.
- (17) W. M. French, *op. cit.*, p. 121.
- (18) *ibid.*, p. 122.
- (19) 阿部重孝, 前掲書, P. 474.
- (20) W. M. French, *op. cit.*, p. 123.
- (21) L. A. Cremin, *op. cit.*, p. 101.
- (22) E. P. Cubberley, *op. cit.*, p. 200.
- (23) L. A. Cremin, *op. cit.*, p. 103.
- (24) E. P. Cubberley, *op. cit.*, p. 203.